

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【総務部】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
-1	H11	意見	県有財産の取得状況	総務部	総務管理課	<p>財産台帳 様式・内容が同じ財産台帳を総務部と各部局で別々に調製しているため、事務が複雑となっている。同一の台帳を作成するのではなく、一覧表等を利用する方法を検討し、事務の効率化を図る必要がある。</p> <p>例えば、各部局で調製している副本を正本とし、総務部で調製している正本は一覧表形式に変更する。関係図面等は各部局で調整する財産台帳に付属させる。総務部が調製する一覧表は、各部局からの報告をもって増減を記載し、定期的に各部局が調整する財産台帳との照合を行うことにすれば、財産台帳の調製に関する事務負担を軽減することができる。また、総務部は、財産台帳の価格の範囲及び財産区分について、基準に基づき指導を徹底する必要がある。</p>	<p>平成21年度において、愛媛県財産台帳システムを構築し、財産情報の一元化により事務の効率化を図ることとした。</p> <p>財産異動情報の誤謬を防ぐ台帳の照合機能を踏襲しつつ、財産価値の評価機能を付加したシステムを構築することにより、財産管理状況を的確に把握し、所管部局に対し適切に指導したい。</p>
-3	H11	意見	債権の管理について	総務部	税務課	<p>県税の徴収において差押えた財産の措置 差押えを行ったが、長期間にわたり公売・差押解除等の手続きがされず、放置されている事例がある。</p> <p>差押後も、状況に応じて次の手続きを行い、早期に徴収事務を完結させる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税が期待できず差押財産が公売可能の場合は、早期に公売とする。 ・納税が期待できず差押財産が公売不能の場合は、早期に差押解除・執行停止とする。 	<p>平成15年度に不動産公売マニュアルを作成、平成20年度には不動産公売の手法としてインターネット公売を取り入れるなど、公売に対する取り組みを強化している。</p> <p>また、平成20年度には全ての差押不動産の再点検を行い、公売のみならず、再度の財産調査による差押換えを進めるとともに、換価価値のない物件については差押を解除している。</p>
47	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	総務部	総務管理課	<p>愛媛県の財政が非常に厳しい現状で、将来さらなる厳しさが予想される中で、投下資本が具現している現在の資産について、これをいろいろな角度から見直すためにも、是非とも「どのような財産が、どの部課に、いくらあるのか(いくら投資されたのか)、そしてその資産価値は現在いくらであるか。」がわかる一覧情報の作成を制度化されることが肝要である。</p>	<p>公共資産・債務の適切な把握と管理を実現するため、現在、総務省が要請する「地方公会計制度改革」を本県において整備推進しており、全ての公共資産の把握と評価を段階的に進めている。</p>
48	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	総務部	総務管理課	<p>不納欠損が発生する見込みのあるものについて、これを明示しておらず、「財産に関する調査」においてもそのままの金額で記載されている。</p> <p>しかしながら、愛媛県会計規則130条において「財産」の報告及び記録がなされているのは、財産価値があるという認識を前提としているものと推定される。従って決算年度未現在において債権のうち将来の不納欠損が見込まれるものについては、関連する法律規則等において規定はないものの、例えば不納欠損に関する何らかの調査を作成する等した上で一覧できるようにし、財産価値のないものが明示されるようにすべきである。</p>	<p>新しい公会計制度においては、貸付金及び未収金のうち、長期延滞債権及び回収不能見込額について、金額を明示することとしており、担当部局においてその分類及び欠損見込額の算定作業を進めている。</p>
98	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	総務部	総務管理課	<p>現地調査の結果、実際にもその一部は舗装された道路となっており、隣接家屋の進入路となっていることは間違いないが、それだけをもって、公表保留とまではする必要はないと思われる。隣接家屋にとっては、既に事実上、進入路となっているのであり、買取り要請等の地元調整を続けても交渉が難航することは必至であり、解決するまで遊休地の処分を待っていたら適時適切に売却等することが、困難となってしまうであろう。実際、売払い処分対象県有地として公表されているものの中にも、接道条件により、建築物の建築が制限される物件も含まれているにも関わらず、本物件について例外とするのには、疑問を感じる。</p>	<p>当該地は、売払い処分対象県有地として公表した上で、平成18年度に一般競争入札により売却した。</p>
101	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	総務部	総務管理課	<p>場所等の好条件からして、今まで処分、転用等がされていなかったのが不思議なほどの物件である。実際、今後の方針として、土地と建物を併せて売却する予定となっている。</p> <p>未利用となった平成7年以降売却処分等の決定までに時間がかかりすぎ、県有財産の適切な管理という点では、好機を逃してしまったのではないかと考えられる。</p>	<p>当該地は、売払いの諸条件を整え、平成18年度に一般競争入札により売却した。</p>